武江披砂

中

和書門
類 二七八七二 號
一八 函
一 架
三 冊

内閣文庫
和書 類
二七八七二 號
三 冊
百七四 函
九六 架

内閣文庫		
番號	和	27872
冊數	3 (2)	
函號	174	96

Kodak Gray Scale
© Kodak, 2007 TM: Kodak

国立公文書館 National Archives of Japan

武江披抄外編巻之三

南畝子輯

弘前醫官澀江氏蔵書記

明治十六年購求

神田大明神御由緒書　月岡主計
神田明神神田地祭礼の記　中根正映
三十三間堂旧記
緑毛遺文　瀬名亀文
武蔵國名所地理部
下總国府臺總寧寺制札
麻布十番馬士郎
国堺の事
鶴場長者の墓
市谷長龍寺古過去帳
麻布白金とこ梅和哥
浅草寺碑文
牛島筆　菓義嘴嫁
恭源院様
了臺院様　両尊牌谷中惣持院御安置記

鐘淵由来　道灌山説
西ヶ原田畑
志村延命寺　円城山　藤の木百姓
石神井三宝寺遊記
武列国分寺碑記
上野両大師宝物
山鹿素行子墓　牛込忠左衛門墓附
高山亀玉子墓
白巌稲垣利明墓
四谷潮干観音之説
本理山自證寺鐘銘
小川町井戸之記
白山御殿跡大前氏屋鋪　瘡守稲荷

神田大明神

御由緒書

神田大明神者江戸惣鎮守之神ニ而天平弐年ニ延長
年中之草創ニ而御傳ハ慶長八癸卯年迄神田橋
御門之内芝崎村と申所ニ鎮座ニ而御座候
権現様御八代之御先祖　世良田次郎三郎　親氏後松
平太郎左衛門　後徳阿弥御称號別　江戸神田御社之神前
ニ御開運之御祈願有之御通夜之節御庭呉竹ニ梅の
折枝ニ接与有之一花の栄位御子孫と無之後御開

運ニ有之御吉兆之由ニ而　子孫御長久御
繁栄之御
一 慶長五年
権現様会津景勝御退治被遊て関東ゟ御下向被
遊江戸表ゟ御出立之上会津江御発向被為在候刻
被　仰付其外上方ゟ石田治部少輔逆徒蜂起ニ付御退治
ニ而関ヶ原ニ而江戸表ゟ御帰陣被遊候節之合
戦之勝利ニ而御祈祷精誠抽可仕旨被
毎日神前ニ而御祈祷法之祈祷法相勤申候　仰付候
九月

十八日神田御祭礼日ニ而有之候処合戦之勝利ニ而天下
一統御治定之御帰陣被遊候以後猶又御信仰被遊御社
御造営被　仰付御神輿御道具等被為寄附新調
之御祭礼九月十五日御祭礼之儀無懈怠相勤可仕旨被
仰付候
一 当社之御座処者往古者芝崎村之境内ニ御座候処
以後駿河台ニ遷座之処其以後元和二丙辰年当所湯
島ニ遷座以後一同神田ゟ唱来之祭礼之儀
権現様御入国之比ゟ今年毎年毎々ゟ御付之祭

一　小松町氷川在家門　一　中古之宅寄ゟ神輿ノ傷り陰地通
行ゟハ遊候中古ゟハ祭礼隔年ニ相成同ニ土地衰
為ハ請ハ儀ニ付祭礼も無度候　御付ハ祭礼ニ茂神輿
大破ハ儀ニ付奉幣仕其ハ旧ニ付奉幣　仕ハ
且ハ祭礼後神事饒ニ候大永年中ゟ連綿仕処
ハ祭礼隔年ニ相成ハゟ繁昌又隔年ニ候　御府
ハ入國以来隔年之例ニ而　至寛永連綿仕来候
但　往古ゟ延宝ニ比迄毎年ハ祭礼ハ出候　延宝
九酉年　天和ゟ改元後　水野右衛門大夫寺社

ハ奉行ニ節候　復後者氷田山王毎年御
祭礼有之ハ処締ハ先規ハ町方ニ而支候
ニ隔年ニハ祭礼挽行ハ候　御後ハ
一　権現様御代御朱印被下置　社領高三拾石殊
上江ハ小笠原氏真ニ比迄社領千石余ゟ中渡ハ
台徳院様御当ハ社ハ営改被抱護所参ゟ當社
渇渇ハ近歴ニ付浦社ハ造営候　御守葵御紋
御免　御代ニ而ハ社ハ造営ハ渡海ニ付来社四季
水想矢来神主囲ゟニ而も茂金振仕ハ候

御付候、慶長八癸卯年御城内平川ニ有之候山王権
現之神田明神社境内ニ而遷座被仰出候ニ付
大猷院様御誕生以後神田山王両社ニ而御宮参り
被為遊候ニ付、三宅伊勢守殿与申者壱人ニ而神田山王
両社神主差添申候 依之御勅願所ニ被為成候ニ付
同九年候 依之献上物ニ而仕附候後猶御願仕候ニ付、以後元山王下
山王御社御遷座ニ被為成ニ付（三宅伊勢守殿）遷座一式之儀平右衛門
候 御付申勤候節（日吉左京）与申名字 山王神主候
仕付候左京ト申名字ニ而候段（三宅伊勢守殿）被申渡候（日吉）

大坂清房 与申候儀ニ而 右 山王御造営之節御神主ニ
差遣し 御用仕 被仰付候 依之御勅願所之儀 右格別之
旧例ニ御座候山王御宮参之節 神田明神も山王御社参仕
御目見へ仕候処 其後被仰付候 右之段 元文二巳年
浚明院様 山王御宮参之節も 山王旧古之儀 御尋ニ
当右之通 格別之尊崇ニ被為成候故
慶有院様御宮参之節之御儀式 委細 御尋 大目付衆
幸仕之節 書上申候 右同八月十八日 候 宮参り
之節も山王ニ御出

御目見ニ付追而御城ニ献上物仕候 宝暦十三癸未年
九月六日
孝恭院様 山王江御宮参之節御先格之通山王江
出仕
御目見仕追而御城ニ献上物仕候為御祝
御代々御祈願所ニ御座候ニ付御家礼之節御撫物神供
献上仕候御座候而九月歳暮御祈祷御撫献上物仕
年始御祝之節御用十帖ヲ献上仕候節大奥女中
表御代参所正五九月御湯立御神楽 江府中外

将軍宣下 御隠居 御将軍 御参任 御代替
御誕生 御元服 御移徙等之節此御祝儀附御祓御撫物
献上物仕御継目人物献 江府御城之御料理頂戴
仕候且 御遷姪御安産御後此御祈祷献 江府御初尾
献中至候御撫物 御尼年 御麻疹御疱瘡等之節迄
も御祈祷執行仕候而御遠忌御撫献上仕候句御座年始
歳暮御祝儀 御目見御礼且又自分家督継目
之御礼等ニ御白書院ニ而上候
右之通ニ御座候 寛政五丑年八月 御由緒御尋ニ付

神田明神旧地帰礼て記

神田橋御館の中よ明神の旧地ありて椎の古木
一本あり それ所に祭りしを（神田橋御門の方より外て小鮫の宮卯の方に移り）其後
寛政四壬子年正月十四日 社司芝崎美作なるもの
仰おそあらて其古跡へ新小社洞を勧請せられ
神璽を遷座ましませたる年毎る正五九の月
十六日ハ美作倒りのものゝ幣帛を勧むる事となり
其の地に又その社の中西の方よ小池の形ち残れり
今ハ此池の奥を遺つるすなハち一坪ありける又は古の神木

神道分書上由通記荒増由緒之

九月十八日

月番 主斗

社より子及の家ゟあつりて椛の花車なるあり 今ハ二挿
の御鉾の御庭の為こゝに在り
先杉のかれを代挿ふ事と云 隋年祭礼の時御鉾より
神馬引之なと奉せらる 附添者礼服雑人馬帽子白張にて
其外皆々雑人の態にて小神田の社
より奉る
恒例なり 神輿渡しせ給ふ時獅子なと々嫁るこの
こゝ御鉾つより振り舞ひ入て御玄関の庭迄の祭ゟ
そ獅子と合せし 寛政七乙卯年より六北向の御門へ入ば
入るゝ 神輿の出座是まで此御門の
かりし時神主神主へ参して治定せしと云 同九丁巳年の祭礼より東向の御門へ
社家なる者二人 庭迄の際ゟ同出して かの獅子よりに達て
合する時左右より扇をあけてあれを見する 御玄関の
上ゟ目付

出座なりて流目付獅子留とて飛る事也
彼る祭事にあつかるものハ礼服を見ん 偖獅子ハ
附属せる者ハ太鼓を打あそし一円に寄声して
御つかへ振舞ふて出る時獅子の舞ハ入事玄関の上
其祭も舞ひ入る事ある時の器として 神田橋の御鉾にあくさるものハ
多人獅子に出向をいなべく標せられてこゝに宿 先備の 其一庭より
神輿安座の設けとあつて 御門より御玄関迄て 庭迄に
先社家二人御門より入来て 神輿安座の事に 安連が曽根の寄ゐ 庭まり 木足を添て
浪流せ 流目付出て 目付 述て 後夜ハ神輿ハ御門地震の際
内の方へ向ひ両輿共に安座ある時に 神酒及ひ
白張共を備へらる 大書 持出て同じく奉読 社家出て
陪従して 神輿の揺すり後の役と云て

その上に伺ふ

附て御代拝の案内として社家より同生へ

中将殿より卿の御代拝の案内として社家より

同じく中将殿より卿の御代拝として用人壱人

見え勤む神前に幣帛捧げ奉りて拝して御代拝

退座を神主進るの中央まで出神慮平安なり

御鎮座ありけるなり既にして同身に渡しての後

社家御供の品物を開きて納　大当職俸納　手始のごとし　平白

社家二人余して神輿御立て宿所の方と同身に

ごふ同身これを送へあがりて神輿を立毛なり

寛政九丁巳年　九月十有日　中根正岐謹誌

御鎮後の御式のうちなり　みかくりなる稀にみるより

他にもわかめ中年かくれ

右坂大沢氏持本写し　享和癸亥九月初三　書記

一寛永十一年江都浅草ニ三十三間堂初而造立之旧記
壱通　廉沢久右衛門所持之写

一旧地浅草之三十三間堂ハ元禄十一年九月六日焼失ニ而
同十四年ニ至り今之深川ニ堂地出来引移り其以後
廉沢久右衛門堂守を相勤候所前之地面追々町地ニ相
成候由久右衛門儀支配代ニ而堂役を以茶今以被相應
仕居候併シ法ノ寺社方ニ而ハ右之町奉行支
配之由ニ御座候

深川ニ三十三間堂安置
八幡宮木像
但三十三間堂本尊之千手観音之木像仰ニ稲荷　又ハ稲荷ト称ス
八幡宮本尊初而堂造立之時ニ海大僧正南光坊之作

当附安置之由緒書 右八幡ハ木像ニ而異形之神躰ニ
古老之申伝ハ 当宮ハ八幡と称候由申伝候得共 右ハ廉屋
氏御祀之当宮ニ而 八幡と唱候由申来 然ニ故飲尊ニ候得共
当宮ハ八幡と称候得共 ハ廉屋無之不相分 当宮当年始建候
之由申来ハ右名号相掲候と申儀候由 明和年中堂
大風ニ而転倒仕候後 何宗氏之家来何某之申出候記
置申候

深川三十三間堂由来書守花垣久兵衛 先祖より
申伝之書付写左之通

三十三間堂之儀 寛永年中新両替町ニ而 備後
守上野 天海僧正 南光坊之 其年久吏之而 江府ニ建
御座候事 或時僧正様御覧被成 御師匠さまニ申上候

儀ニ付可然願 御上様 御上ニ付 御渡中ニ在候 其之
拝領仕 御屋敷ニ成候 諸士弓稽古場仕候
三十三間堂造営仕度旨 願中候処 僧正様御取次
ニ而 御上様被 思召ニ付 浅草ニ而 堂地相渡候
仕候事

一 右之通之仕堂地拝領仕候得とも 堂造立之儀何之
手当も無之候故 破損之僧正様へ申上候処 堂之建立
観音堂ニ而観音ハ沙門方ニ而 無之候ニ付 左候ハ 我
家来之内中ニ而 僧氏勧化 ニ而 沙門之方之
勧化ハ僧正様御ニ而人ニ而可然 百両
ニ而道具ニ而 又之仕 勧化 方勧化 ニ而
付候之 僧正様 方ニ而 御 御座候

御書付之趣ハ御太平ニ付為御武徳長久御祈之上
上三葉ニ此度上ル度御当地ハ三十三間堂造立ニ付
申出候ニ付地面之事
上より以下　安　諸家勧化仕候事堂之観音ニ而候
御自身之事　今　当年ニ至ル迄　大小之東家方
之儀　諸家附之面々　寄進ニ而申付　候ニ付
則御大名様方ニ而家来方　より　御中ニ而
懸候様之者　差出　弐千両余之中より
出候所之事
右之通被仰出候ニ付　...
之趣被仰出候　右之通被仰出候ニ付
...

二十三　...

康...

緑毛遺文

地理部

武藏國名所

麻布十番馬場

彭場長者墓

麻布白銀之梅松有

牛島草藁志之塚

泰源院殿

下屋院殿　両之碑当院御出在義　東都中寺之記

武州豊島郡谷中邑廣隆山最勝寺

然乃院

下総國國府臺總寧寺割札

國堺の事

市谷長龍寺古過去帳

淺草古碑文

鐘渕由来
道灌山説

右十二條瀬名亀文貞雄翁随筆の中より
抄出して亀文の号よりて緑毛遺文と名
つくこれその地理の部なり

杏花

緑毛　一　武蔵国

緑毛遺文

地理部

武蔵国名所

よこ野 武蔵入間郡　多ち野 日　むさし野　みよし野 川越
忍頭の原 むさしの清丸　多ちの原　つはの原 郡名
むさしの、原　たはやの原　多ちの杖
ひくての山　さやま　よこ山
むかひの岡 池のそこ　小山田の関　かすみの関 武蔵国多摩郡
たはらの杜　かさ島 矢口左方　いわ淵 ...

まつち山　須賀四天町　かつまの浦　かつしかの浦
さきたまの津　かつ浅　かつかの磯
わか宮川　みなの川　こかい川原
たまさきの沼　万葉集にはさきの沼とあれとも名所ハ安年まての名とす　[illegible]
かつすの沼　たこの池　たまさきの池
さやまの池　かつしかの井　入間の里
ちし田の里
武蔵国早四社の事

下総国葛飾郡国府台
安国山総寧寺
門之左右有之制札之写

禁制

一 軍勢甲乙人等乱妨狼藉事
一 放火之事
一 対地下人百姓非分之儀申懸事
右之條々堅令停止訖若於違犯之輩者忽可処厳科者也

天正十八年六月廿日　御朱印

掟

一　当寺并寺内門前竹木伐採之儀不可有之事

一　寺中之寄宿并陣取之事

一　惣而狼籍ケ間敷儀不可致之事

右違犯之輩有之ハ不及用捨可処厳科者也

仍如件

天正三乙亥年六月廿日　御朱印

麻布十番馬場并馬工谷之事
山岸氏右ノ馬工谷ニ居并之頭

一　麻布十番馬場　馬工谷

天正十八年　江戸御入国之節信濃より来りし十三人
者奥州府中ニ居住シテ寛文年中迄奥州馬
御買上之御用之節乗馬致候由其後江戸芝ニ
馬場并拝借地頂　御附居住　仙臺馬之初見也
毎年其一疋ヲテ献之其後竹姫君様薩州家江

御入輿御守殿建候節此地松平薩摩守殿屋敷
成其節今ノ麻布十番ニ而代地被下馬場并
添借地被下候ニ付右者共信濃ゟ来りし十三人ノ
子孫七人有之而是ハ馬場にて七人扶持被下由
今以毎年中御出駕馬術見セ有之而當時六人ニ成
町年寄持ニ而麻布永坂町名主深瀬藤八支配ニ而
浪人馬工郎也

信濃ヨリ来リし子孫当時十番居住

浪人馬工郎家

長岡郡次
小沼与次兵衛
後藤半平
金子七十郎
川井次郎兵衛
川口源太郎

國境之事

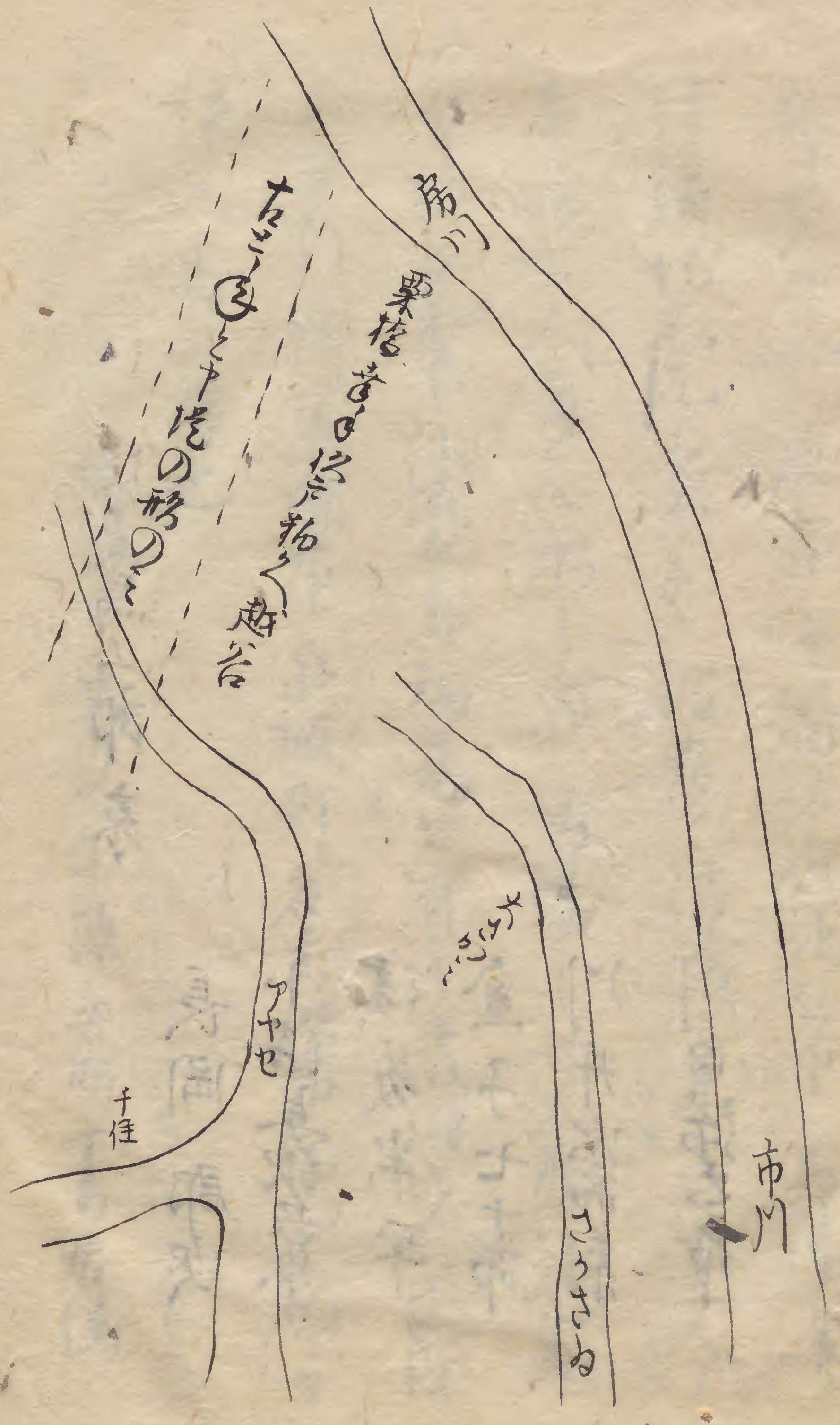

此古三年ハ武蔵下総の境
或今は市川荒川を二河とぬしや高西橋の名も
それよりはつきたるや

三才図絵

樟葉（クズハ）　津の国 山城の国 の郡へ入四疋山
今是ハ河内国　交野郡なや
或後の名前　此国郡に四疋山也

鶴塲長者墓

二三年以前本所五目の薬師ニ弘法大師の作
なりとて遍く人々ニ知られ参詣いたし繁昌せし
佛ニ御座候所右同しく佛ニ御座候主人の本中山道
長者の墓へまいらんと手に合申候弟やまり
候へとも大佛勧化所の地内ニありとて聞請ます昔を
云ひ出候へハ　二十五六年以前本所撞万坪ニ　当年七十とし　千田居宗
享保年中隠居いたし大ニ利を得福人ニ成

年始ニ居宗也又ハ残居をいたし度檀那ニ頼ミ
撞木ニ而宗由引ニ撞万坪一同ニ所分の地持ニ
成其の隅ニ墓所有之堂の内ニ石像有之夫人の
宗の居像備人頭巾かぶり片膝たてゐる又其乃
右同の像の如く見え則居宗像之御ニ惜ミ居七十
ニその有之夫ニ婦を合せ申候ニ両人ともなく
石人ニ如此いたし仍て夫人の石像をもニ云有之候
居七八十才女房ハ乃とて居候像之右の脇ニ
一居有之ニ而居漢の如く家来有り居候

一其後右之者ハいたし寺中内匠之助古人と名乗て
後を得し、両家相成候よし、取り申候、御代官武蔵（?）年
かこ小もて附ハ上州国の薬師の南の川ハ古ハ在家ハ
上下の居家と三人の石塔有かし、右ハ其ゟ新田十
四ヶ年之未見へ、寺中候まし、け家右宗家まて取り
候得共、むかし者陽の長者といふ人の有之候て、あつく
其後此位をし、上州中候よし、ある人云、あつく大将の
勧化西之候よし、庄之助の縁ハ本所大名の中田備
守人ゟ貴申候よし、の物しまし在候

増（?）
千田庄十郎
弟大夫、弟浄瑠璃出組出て、後ニハ太夫ニ成
月
豊竹伊勢太夫
是又二三年不化而ハ有之との此ふさんしか如候

○市谷左内坂上曹洞宗寂富山長龍寺古過去帳
文禄二癸巳ノ年四番町ニ在、安清元候附し御地ヘ
荒川次郎九郎御手説太郎之儀

元和二丙辰年市谷に移建寂照時住持ハ円信院
山岡出雲守小沢淵之儀
如意有之由申伝ハ長龍寺開山玄室和尚と浅艸
勝尾寺通泰甲州より連来り勝尾寺四谷町を
屋敷請願いとし屋敷に内長龍寺建立と申伝

○麻布白銀とこ梅の和歌

麻布白銀氷川山の麓なる茶店の内に古木の梅あり
抜けり弁二世のよ人ゐことよぶて茶店のあるじに
あたふ

麻布白銀といへる邑に世に名あれる香ゆかしき梅あり
此花の色香鮮明にしてまことに梅花としるべく植
このころ茶店とこえ侍る程に世人はきたりとこいひ
つるとぞ予去年の秋より又此ところの辺に住て升
里に旅居せしに役のあるじ志ひしきりに此花
をほめけるこの花に詩人墨客のおとづれありて名
木のあをみしく好せよとすきしたりてくるしき和哥
一首をよみける　ところのなをも
この花の名ハ白銀の名にこそかくれなき世をとこ梅と
作者　一海
このるとこ梅

浅草寺碑文

推古帝三十六年春三月十八日　此地漁人檜熊濱成竹成綱得薩埵瑞像因安置焉今此金龍山観音大士是也後三子歿郷人崇其功以為鎮守之神今此　三社権現是也而以大士出現之日祀之大森村漁人出舩供祭儀是為常例其來尚矣蓋　大士出現之後地亦既為禁漁捕之域於是移漁人于大森村故如是矣雖無徴之文献而其存乎口碑了了千歳之後及至手近世貧富異志疫有闕之者信士飯山氏齊藤氏憂之久因有欲復之之志不果而歿其子飯山褒廣齊季匹継父之志相與謀之大森村漁人以償其費便出舩之儀永世不絶嗚呼是事不廃則二子之功與父之志傳之無窮而不朽哉聊記鐫石以示後來云爾

明和八辛卯年春三月　　法眼伊蒿誌

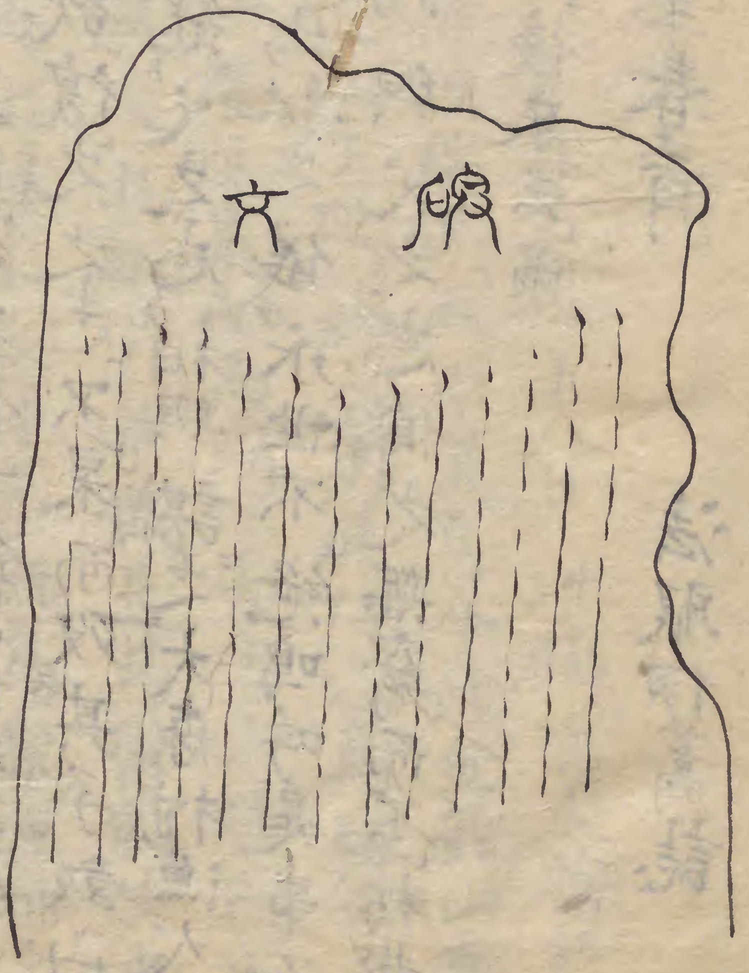

碑のうちに

天野榮卿善二字之志施良石
以鐫此文因併勒其名于碑陰云

牛島長命寺篳篥義嘴塚

蘆聲先生善篳篥有廃義嘴数石弟子相與
議將瘞之起家請予記其事予曰哿矣此舉
也可謂知報本矣先生善緜竹篳篥寂寥故
世不稱其名曰蘆聲先生曰自為塚嗚呼使

先生鳴者篳篥使篳篥鳴者義嘴爲兩相待者耶兩
相成者耶然則義嘴之敝焉弱拘之哉遂俱與起家
於牛島長命寺是爲記先生姓神山氏名長廣字多
仲宝暦二年壬申三月庚子長門津田泰之識龍岡
源師道書

此井泉を長命水と申也
大猷院様寛永年中御放鷹の節ハ此所にて不例に付
当寺へ御立寄成され御休息有て此井水を召上られ御薬を進め
奉る処御快気を得させられ候よし宝樹山常泉寺を長命寺と改らる

泰源院殿
了臺院殿　両尊牌當院御安置候事跡来由
之記
武州豊島郡谷中邑廣隆山最勝寺惣持院者往昔
慶長十六年辛亥二月十五日町御奉行米津勘兵衛 嶋田治兵衛
下ス 官命始賜江戸神田寺町之地於是建於也持
院蘭若然慶安元年戊子十一月廿一日寺社御奉行
安藤右京進 松平出雲守 地割方 朝比奈源六 永井弥之右衛門 城半左衛門 又下ニ 官命収
公於伴之神田惣持院之地ヲ而賜代地於今之谷中

邑内（此境内凡四百坪也）於是再建於惣持院之蘭若素所持來
之以釈迦牟尼佛為本尊以座像不動明王（廷豫則其長大六是）
（良弁僧都之作而与大山不動同木同作也）崇于護摩堂内此院者属于台嶠
東光院之末寺也然大久保侯之先祖相模守
忠隣有故得御勘氣被没収其領小田原城蟄
居于江洲其室（石川日向家成之女也）潜居于小田原城下忠隣
（列侯傳教隆作教澄）
之三男右京亮教隆四男主膳正教方（此二子共此室之所産也）者其
父忠隣与慈眼大師（南光坊大僧正）嘗有懇遇故憐其難事
招彼二子於東叡山而令二子居于山下之明王院

歎許不及終被配教隆者南部教方者津軽後年此二
子有官赦出配所來江府奉仕于幕府（教隆子孫今對馬守之家）
（教方子孫今豊後守之家也）於是教隆携其次男木工頭教慱（後改加賀守忠朝也）來
于東叡山頻拝謝旧時之恩過此時内心改宗為天台
宗故拝授松慶院之法號（以此例故忠朝之男忠増自門主之法號拝授之也）渠
切発起信心追善祈念日夜不怠因是正保年間當
院之法祖以有明王院之法縁故教隆之父相模守
忠隣常所崇之十一面観世音像（其高貳尺八寸）同母儀所
持之圓鏡（其寸餘）亘八以是寄附于當院永祈念於菩

忠戦別傳作忠与又忠任或作忠秀

提冥福然寛文十年庚戌四月十九日加賀守忠職（忠隣之孫而忠常之男也忠戦雖有三子皆早世於是七郎右衛門忠世以来嫡流之血統絶矣奇哉）病卒而無継
嗣故木工頭教博不計亦出自庶子家而相續本家之
統偏是神仏加護故尋補執政之重職三嵗増秩（万五千石為八十万三千石餘）終拝賜先祖旧領小田原城也於是尚又尋
思往叓水家忠世與信康君御忌日同年月而以九
月十五日而病歿（其子忠隣蟄居其子忠常短命其子忠戦而血統絶）餘殃傳子孫以
歎息恐謹請當山新奉贈　信康主築山婦君之御法
號奉称　信康主於（泰源院殿覺法一道大徳）築山婦君於（了臺院殿妙正心安大師）

掲此両尊牌奉安置當院（尊牌各入厨子上附葵御紋外桃燈附同御紋而添之）此故奈
何者七郎右衛門忠世奉　神祖之　嚴命保護於
信康主　築山婦君禁錮于忠世之守城二股之舘
也先是　婦君之養父今川義元為織田信長公被
殺矣然信康主娶於信長公女是乃為室雖為仇家
之女依時勢不得已也於是　主之室与　主甚
不和故　主　築山婦君相共聞有可討信長公之
密謀彼室以是内通之信長公信長聞之大驚招
神祖之老臣酒井左衛門尉忠次於安土城挙其罪

状以告之忠次頻譴責之忠次無為奈何之直帰来告 神祖 令其臣服部半蔵天方主馬遣二股城請出信扵 信康主時城主忠世出于濱松城不居自城忠世之妻（近藤太左衛門之女而後称法源院）自携長刀出迎此両使扵城門謂之曰余夫忠世出于濱松而留守也無可出信扵 信康主之一書（謂之墨附）不能令出信也然間彼妻相計令忠世従士十三人圍繞守護扵 信康主浮扵船天龍川 主乗之雖欲令逋于駿河今川家彼両使須臾書持来故不及是非彼主従相共自其下流揚陸地而 主忽生害矣于時天正七年己卯九月十五日也（自天正七年也）於是送葬于 尊骸於城下清瀧寺也先是築山婦君同年八月廿九日 神祖之臣野中三五郎重政奉 神祖之厳命令 築山婦君生害于濱松近境小藪村之地（以其害刀洗於之池土テ士人唱之御前ケ池）重政帰来告 神祖 易色憤然曰何剃髪為尼不追放而殺害哉重政聞之不堪恐懼之至自是而引身蟄居堀江之地 重政子孫奉仕幕府禄僅拝賜年俸（貮百俵餘殃引傳于孫世々有狂疾者）鳴哉奇然加賀守忠職拝領唐津城之時戊午四月十

（西草按 三河歴代記 本多左衛門石川太郎九右衛門以錯トアリ 大成記ニハ村越茂助トアリ）

九日現夢怪異之事故欲修追善薦冥福自是而
後毎年正五九月自捧供物令備讀經城第番衛者
皆々設食膳而施與之且命從士木村兎角者自唐津
往大坂兎角先到忠戩之大坂中島邸宅調此資用香奠銀子代參于遠別清瀧寺同西
來院代忠職捧香奠而敬拜彼尊牌奉報追善
供養之萬一矣此以後忠職之男忠朝々々之男忠增
為例如此毎年正五九月設為日待之事於今有告
朔然後元祿十五年壬午十二月三日忠朝自書願書
二通寄附摩利支天并如意輪觀音之兩像於當院

毎年正五九月自十六日迄廿二日一七日之間祈禱
執行廿二日忠相同其男隱岐守忠增可拜授之御
札守附與忠朝代參之者且忠增昇進四品時亦忠
朝自書願書寄當院此願書今當院傳信傳云當院古來如神
仏寄附正五九月祈禱執行其外有事故之時殊
兩尊牌百五十回御忌辰有寄附今銀來苞當院
之事然自當院始祖至現住侶讀經追善祈
禱勤行日々無怠誠是陰德陽報積善餘慶天理
當然可恐可謹者也云尓

右谷中惣持院両尊像安置来由記得之瀬名文庫寫之

杏花

鐘淵由來
道灌山説

瀬名貞雄

鐘淵

○瀬名貞雄云江戸砂子といへるに浅草鐘ヶ淵の鐘ハ法源寺の鐘にして古へ隅田川に沈没してより其所の地名を鐘ヶ淵といふとあり此事疑論あれ元禄年中池之坊きん支那心に叫け寺浅草寺子院の末流寺へ云ふ御判満福寺ともに両寺の附何れも志て彼鐘にかくる答書にありて其物は川上なとの常ありて御流元をもしめ仏像の大勝おろし彼鐘のたぐひの水底に寄つけしかるに何さ其れを座に深動ありきしかるにて猶りに寄付き候

いろ〳〵ましてしるしけるに洵隆の序に漢に倣れ彩筆を染
由て隆にハ若むし水草生茂りたるが流に浮ひ動くあるを
魚なとあるものゝ動くやうに見えて初めの程ハ恐怖しけるが
川ごへん使て言上有し處町々を以て降旅合ハ源右久兵衛
御小納戸勤仕せしが其日屆出し其時て此事を見定せし由
町々物揃の附物蔭ありしや其所ハ隅田川の上水母寺の境
うしろにあたり隅田川荒川綾瀬川この三川へつゞく沼の
水あり又其後町々多年志れる人の物淀に沈ミ候の者ハ
舟にて出るに於しも其頃ハ晴風静にして水底まで見へ

沈ミたりさながら浮き出て底しれしハ是へ遺りたる詞隆の座
に坐す成て阿る隆の跡を正しくゑがりといふへある沼なと
ありけるものをもちゝなくるへまて叫りし仏体なきへかれと疑
やたまはしおもしきれとし享保の末に
台命にて御代官の伊奈半左衛門 大助に入て見届 言上せし處
あれもさすに疑ふべくもあらぬ件の物語ハ信用難きかれと
仏体なきもの言ひ立る由へ怪異様武士なりて益紀明
せんにと求るにおとし安永庚子の年 右隆の由来をとひて
せんと橋場の長昌寺に至り人竇門院紀をまた長昌寺の隆まして言亭

年酉年に至るの頃か洪水ありて堂楼漂流し鐘も又沈没せしを
長昌寺にて後に鋳かへの鐘の銘に明白なり地名鐘ケ淵の説も
此鐘よりの事疑ひなし凡四百年に及ふ四澄也表にある人
物語せしか底に墜に聞く流れしたる鐘も或時晴天の
静なる日に舟に乗りて淵を覗くに水底に鐘ある事
お迷ひなし此鐘の謂ハ能元々の菅門院の鐘たる事疑ひなし
如論菅門院の形鐘の隠れし此鐘の沈みありて鐘ケ淵と云
こちらは菅門院寛山ハ大永の頃千葉の中務大輔別処の帰依
して三保の御中に至る観世音を安置し一字を擲ちて

菅門院と号せしとあれとも年暦後に二百六十年にも及ひて
此地名あり年も鐘の沈みある事持ちあれと四隣よりも
識に長昌寺の鐘と地名の此所を頼て此寺の鐘路
観世音の縁起成るに載く後人の疑惑を絶たると云事
志なり

橋場深榮山長昌寺之鐘銘

大日本国武州豊島郡橋場町深榮山長昌寺鐘

銘并序

関山寂海法印者本啓台宗之肆主金竜山也逢中山

日常上人討論宗義登于身延拜高祖大菩薩宿蒙
成散悦懌披契易衣改名終呼日叙上人帰構一宇
而居焉扁言長昌寺弘安九年丙戌十一月一日泊然
化矣門弟子日増日可相次守之地接隅田川偶罹水
難堂樓漂流鐘亦沈矣其地曰鐘淵今尚存也元亨辛
酉年移于今地爾来三百八十九年也佛殿僧堂稍備
而未有大鐘無由復収旧鐘於是乎寺之檀越議以募
之今茲庚子秋新鑄而遂成也第廿代之住持權律師
常構院日津上人不堪歡娛介通圓上座請余為銘々

曰
維質淳朴　維声浩然　槌拂苦塵　吼集聖賢
久成妙事　塔中別傳　以長以久　于昌于圓
佛法王法　幾万々年

于時享保第五庚子年長月吉旦仙臺孝勝寺住持
兼阪高第五十二代化主六牙院日潮謹誌
武州豊島郡橋場深栄山長昌寺常什　廿世日津
江戸神田鍋町之住　小幡内匠作

武州葛飾郡亀井戸郷福聚山善応寺普門院銅
鐘銘并序
蓋聞忍土之佛事音声以為最衆声之中鐘也以為
先一音才発則塵刹之聖賢倏忽赴集劔輪鑊湯之
苦器立消焔口鍼咽之類戴角被毛之屬応時解脱
言隠言顕通徹無所不到其有聴者靡不警悟其心
省譽其身悪以断善以修而證圓通耳良惟雖似抽
白帝之精就鳧氏之手而実頭法性之妙相発法尓
之圓音者也宜矣神用無方豈易淂而言哉若夫昼
誦夜禅卯粥午飯不越其朝者偏頼蒲牢之功凡僧
伽益処不可無此器是以身毒支那而至本邦所有
名山勝區無不有鐘所以其不可闕之者亦為大焉
奥有精舎牓曰普門推其権輿大永年間千葉平君
自胤割拠總州之日傾信釋教奉大悲像乃搆梵宇
於三腙城中安置供養其像時有長賢上人行潔徳
芳為叢林之望平居延師主之以為始祖於茲殿塔
欝律鐘磬之響互和五部灌頂之流無絶英髦間出
雖然遭於干戈戴塗屢罹祝融之殃或興或廢雖可

備紀於斯際乎鉅鐘沒隅川而失矣其處名曰鐘
潭到今称焉元和三年住持沙門榮真改卜勝地
移院宇于亀戸郷慶安中住持沙門榮賢有博洽
之譽為猷 祖見礼遇因賜腴田若干永充香燭
前住持法印栄詮専志紹興憂鯨鐘之缺將図之
猶素適有道人永智者見善勇為憤然発誓募縁
於遐邇不憚風雨之與炎寒振錫勧奨六年于茲
今歳乙卯之春資縁方具廼命冶人採若耶溪之
宝錬昆吾之珍虞倕施巧偉器乃就境住栄秀僧
都使予為之銘予素蕪陋不閑文辞而聞此勝事不
任随喜之到遂綴鄙詞式勒貞金銘曰
大哉犍椎 為法器先 既成且美 簨簴高懸
匪石匪播 厚薄兼全 不柞不鬱 侈弇無偏
休哉法器 梵音鏗鍧 霜天月夜 獅吼龍鳴
通徹霄壌 震動幽明 上延皇祚 下導蒼生
奇哉妙響 一經耳根 警覺長夢 蠲除重昏
悉證種智 均入普門 芥石有竭 利済無垠
享保二十年太歳次乙卯閏三月二十八日

東郊北郊吴雲輪下奉佛性戒苾蒭光天謹識
權大僧都法印榮秀
願主見外永智
鑄物師　西村和泉守藤原政時作

身代觀世音略縁起

當寺本尊聖觀世音ハ傳教大師の御作にして往昔ハ総州
足立の庄隅田川のほとりに安置せる所天永二壬午年同郷
三俣の城主千葉中務大輔自胤の侍臣佐田兵治（実名空光 後ニ薙髪）
佐兵の讒言を信ぜられ終に誅罰のためよびよせ力杖（よて疑ひ とおもひ）
をかへんとするに白刃にて打つ郎等ハ兵佐危く大悲御天
また右其外ところに空光白臣跡をさけして死化まつくをこ
めぐりまで遂にして偏に年来信仰し奉る尚此の聖觀
世音を念ずるの外他なしと仍て自胤奉仕の命にて弥陀
と同じく是を拘るに其容顔遍身に血滴こぼれて濡出
あるを見て自胤是を称して甚く奇人を執成し空光ハ危難
を遁れぬ年あつて自胤の児女疾病に犯されありけるを
醫薬を施すといへども呪術祈禱を抽きといへども其効験なし
法行者にて自胤又其端をきこしめし此尊像を

祷りて其夜文殊菩薩の御告に紅の蓮一葉を持せ給ふ老翁
来てかの児女の頂を摩なでゝ覚ると見しかば病苦
忽ちに平愈して自他両益の利生に帰依頻りにして俄に精
舎を堺内に移し葉月長賢上人を導師として新たに
建立供養ありて福聚山慈恩寺普門院と號す其地ハ
普門院廓と称しぬ今ありて隅田川のほとりに在り 而後
天文三甲午年疫病国中に流行しく諸人難儀を為しぬ
されば浅草観世音を念ずる者ハ病苦を逃れしと
いふ事疫病なごやかにして今日の奇特と説き将長賢

のうちに苦痛悩乱の中に一老翁の形容枯槁して床の上に
大息ついてあり苦痛といふ要ハいかにと問ければ老翁の
いはくわれハ是施無畏大士也万人の疫病に代んが為
病苦一身にせめられあはれ上人和法千疫を流しめ
が救世の加護ありし事のありし覚て難有がたく
苦痛凡に同じく全く定る者を祈るに佛体に無量して
その汗全身に満て上人感涙を流し速疾に平癒して
観音を深く頂き疫病退散しき老若男女
踊躍して代々観世音を帰依しけり

霊験不思議にして毫も輝しかりし其後元和六（庚申年）栄
知上人公命に依て精舎を亀戸の今の所に移し法具並
送の列候隅田川に沈没して今の候に潮されける事は
候の没する所なりし其後栄賢法印法誓の時にも
大猷大君当山御猟の御休息の来由　名徳をもって
御寄附　入御ありて拝礼ましく（寛永三年八月廿四日）御朱印若干
を寄附せしめ給ふされたり以来精舎日を追て繁く法
燈月を継て輝くさる事詣人の観世音の利生厳かなるを
自他の化道広大なる所之御て一家春手侍所の人々

程との其容かに見られ無量の福祥に満んとす満ちるの
来世ふかしとて　崇敬あらんや

道灌山

○江都砂子に八日暮里にあり太田道灌の出陣の砦と云
いひ傳ふ所にも小高所ありて陣地の形のこれ有也此所も
物見の松あり　或ハいゝて道灌物見の松又ハ道灌
物見塚の事あり

○江戸總鹿子名所大全に　日暮里より八町程戌亥にあたる
太田道灌出陣の砦と云此山の入合在上に物見松とて
大成松二本あり東都記に此邊ハ國府台の大道也
道灌塚とも莊官が宅地也と云ぞ一葉ふいて道灌防

ゟ事実説あり左右衛門尉資入道にして面不名乗の
幸次郎も是観世なりし 依て宗繋して是派
正史の幸観阿弥と号され名流と定めたる所の下にて此流
今得せし東顔 他の座より宗をかしこく太夫の幸は得字
の者へ出て左組の今得の弟子今春流に於ても胡乱
の説といふ事もあるまじ 故に予其説に従て業家太鼓
の家下に記して幸流と云幸観阿弥が実説より世に幸流
の規矩といふ由の規模といふ一同を記して流儀定基
の大切なる規模ありし宮の小山にて語りし幸流の幸次郎

幸流の規模といふに付てん此幸観阿弥の四流ありしといふ
何の座より出たる流派の説家の記して 又初代よりは幸観阿弥の流
是なり 太夫の幸り幸次郎なり 家督に至りて二十まで
同六之丞と云て 鼓座の事 幸流出て幸名付て出されも幸田
幸流中に幸小左衛門の弟子に相模の次より出て其名を得てゆかしく
記して幸流三四郎 以後又江戸大鼓組の事にて 其の家の
事と何し一流に於て一流家 大夫(?)の養子に成て幸五郎次郎
次郎の次は幸次の弟子たる幸流をもて定めて 宮田の次男を
次之助と云へ名乗りて例として 年齢の及ひ人とて幸流出て

中ハ太田にて、無し関の流と申者也やしきありしと申 下略
伴のうく大信寺落極楽寺地に建立りぬ其の古跡は
吾一とせあるへの沙汰ありせて東叡山の後岳根岸の
善性寺とふへる寺と号られける 此寺ハ法者
文昭公の御母堂 長昌院殿御遺骸を納め後東叡山
に御改葬ありしかハ 御附尚本 松平右近将監
元武朝臣の樹郷なるよしにて 江戸麻布に地を并
在りし所を移しけるよしやにて 号善性寺と刻て経営す両
詞し始来と号しに経営甚ていたく当寺ハ日蓮宗

身延末寺ゆく関妙山善性寺と申は百ふの御宗門
抑上古関ハ法華宗善耀といふ人ありて此寺を創しつく
応仁元法師深川法師谷中長耀山感応寺を開基しつく
師定名を以て山號と成しけるに後長享元丁未八月
感応寺二世の現住善覚院日嘉聖人（まさ）赤坂の関氏なる
にて再興しけるを起立し日嘉を以て宗山とし よつく
件の苗字を山号と加へたり関妙山と号し法と当寺と以て
号ける又北条房州関の流と申されしゆ又ハ
東都記行に感応寺の大仏殿道観坊か宅地也と書けり

符合して考し妄説の疑惑をきらは江戸砂子
江戸鹿子なとの編者とらるの博才遠江戸の故實
携に此府城築地の元ほしく探せし事いかなる子細
とや結構の君の如きも捨者の不審あらは
あるまじきや

右渋名負旅説

三月九日　新晴

獨行

西原

田畑

武江披沙巻之四

武州江府養源禪寺鐘銘

鳧氏未制名不可名佛圖肇啓廣覓厥形空亟。地府

圖應天經體虚常寂機扣則聲一時　九乳萬類敷榮

十[illegible]。一器合音。和鳴弘韻注。轉徹性起情鉤文顯德

思武鍠鍧禪林樂備衆凋。心平圓通一啓沙界光明

朝昏醒覚法令。大成

萬治元年菊月

臨齊正傳隱元書　（印）隱琦之印　（印）隱元

右行草ノ書ヲカゴ字ニヱリ付タリ一二字未詳

武州豊島郡江都駒篭白華山養源禅寺也者開祖
秀嶽智禅師排艸之道場而稲葉氏越智姓正勝所
興建也尓來繩歴星霜一百五十有餘年于茲矣夫
叢林法器之設莫先於鐘昼誦夜禅以之綱紀是故
萬治元年戊戌天溪朗禅師新鋳洪鐘以簴之享保
三年戊戌羅丙丁災稍生罅隙無由奨繕予愁之年
尚矣粤檀度仙石因州刺史源久任聞之發誓再鋳
梵鐘以期得脱是以鯨音重新恭説金口之説鋳鐘
功徳不可思議於戯久任之功其偉哉 銘曰

華山禅窟 江都霊場 楼観巍巍 礼楽章章 旧鐘声唖
失宮失商 英檀有力 鳧氏惟良 臺鑰更奮 範模相張
一圄頑銅 百錬成剛 大小考撃 声韵悠揚 水際雲根
吼月哮霜 須弥鐵圍 圓通無方 法輪常轉 檀門榮昌

明和八年辛卯冬十二月 吉旦

冶工西村和泉守藤原政時

仙石因州刺史源朝臣久任施捨浄財再成大器
白華山養源禅寺見住比丘陽溟禅喜 誌旃

此寺北本堂のまへ白華桜と呼あり

西ヶ原

補陀山昌林寺　西国五番 河内藤井寺寫観世音

救世観世音　六阿弥陀末木観世音

本堂ノ額華蔵界　万太谷　モトハ八間四面堂ナリシト云

堂ノ扉ノ彫物妙ナリ　桐鳳凰獅子ニ牡丹菊アリ

左甚五郎カ作ナリト云

佛宝山無量寺　三番目六阿弥陀　西国三番紀伊国粉河寺写観世音

鐘ノ銘ニハ西ヶ原トアリ　寛文三年ノ石燈篭ニハ中里村トアリ

門前並木ノ櫻アリ　種樹家ニテ一葉ト云　楼号ノ江戸櫻ナリ

光明山円勝寺　浄土宗

聖至堂

什宝

阿弥陀　春日作　子安地蔵　六阿弥陀同木作

不動明王　弘法大師作　宝荒神　同作

大塔宮冠　近比阿部伊勢守寄附　比翼鳥　連理枝

境内

東照宮 御腰掛松アリ 枯木ノ根アリ 植ツヘノ松アリ
江戸砂子ニ有五石松ノコレ
鐘銘 略
武州豊嶋郡平塚縣中里郷光明山円勝寺者浄葉業
之古精藍也 略 自聖法和尚揆艸之始星霜既四百
有餘法水溶ニ而洗煩悩塵誓凮颯ニ而拂无明雲
略
正徳二壬辰六月 照蓮社常譽
田畑 仲臺寺 西国十番 山城三室堂写観世音
田畑 光明院 西国廿番 山城良峯写観世音

田畑 光山上台寺 早川 日蓮宗
門ナシ 庭ノツキ山ヨシ 門内ニモツキ山アリ 櫻モアリ 石ノ井
ゲタノ井アリ 楊貴妃櫻アリ
山上 山王三十番神稲荷ノ同社アリ
田畑 普門寺 西国十一番 山城醍醐寺写観世音
洛陽西山西行菴ノ寫ニテ ツキ山ヨシ 山ニ西行ノ木像アリ
菴ノ木訥菴ト云 天神ノ社モアリ 山ノ上ニ四阿アリ
観冨亭 香泉吞ト云額アリ 聯アリ 其詞云
みへそたる街道よりも一へぬる松の根よりそふて白髭の母ある

なとてしくスゆゑへる松の枝々とあまたもあしくかひの松とて
名木あり園部といへる修行者か申すその入道灌後の
江館のあとやあまたけるさひられんえそのこゝろへ子
海よりも一筋をいつこと阿ぬかひのたまへる昔の白髪の松

田畑　東覚寺　虚空蔵

西國廿九番丹後松尾寫
馬頭観世音

門前ニ堂アリ

山上ニ八幡宮アリ　門前ニ石ノ二王アリ　古貌甚シ

形左ノ如シ

此背ニ
施主道如宗海上人
東岳寺賢盛代
寛永十八辛巳天
八月廿一日

山上八幡宮ノ右ノ方林ノ中ニ左ノ如キ石塔ナラヒタテリ

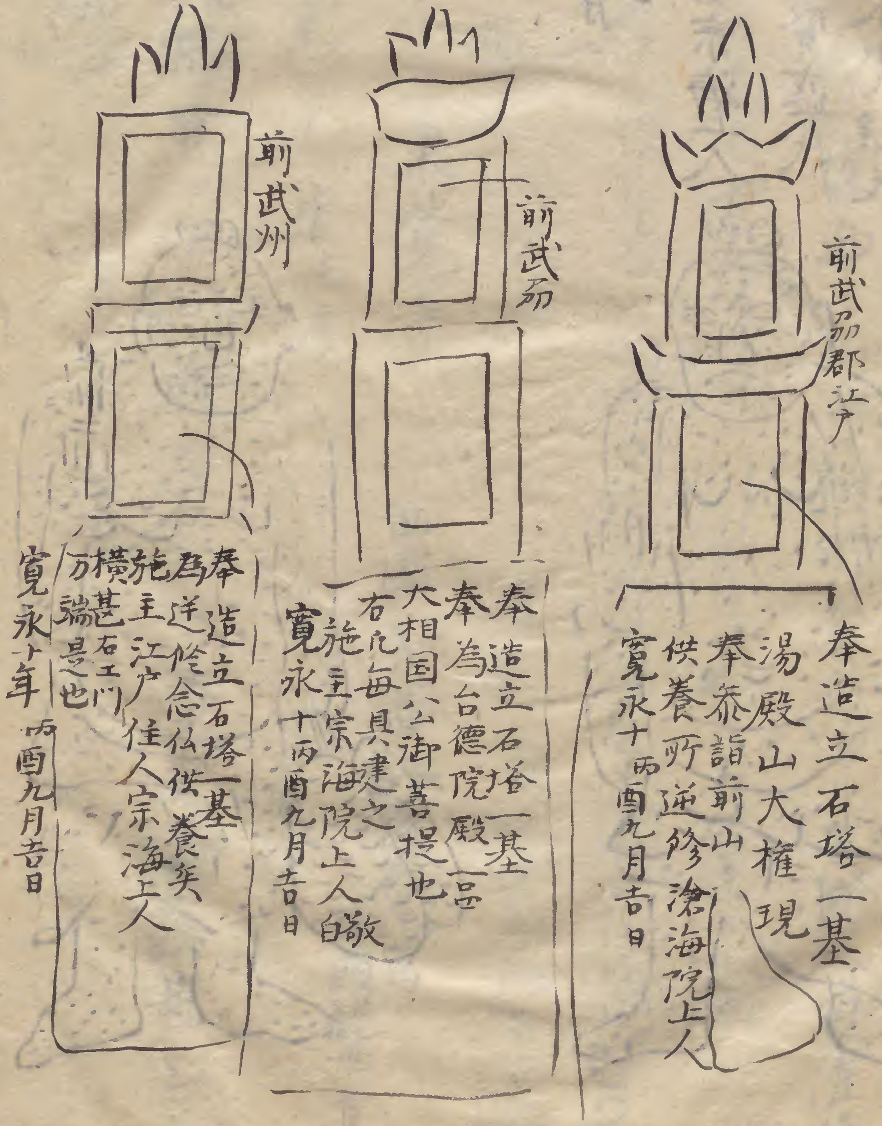

田畑
宝珠山興樂寺

四番
六阿弥陀

西国
廿一番 丹波ノ穴ウミ

志村延命寺
同　城山
藤之木百姓

寛政九年丁巳四月十七日伊東綱達児傚とともに
志村城山の下中臺（ナカダイ）村といへる農家に大なる茨有て
かゝりし茨の木百姓ともあといへるをうんとて出たる
巣鴨村をへて池袋村に至る路の左手より入て
氷川明神あり八幡の小社もあり大きなる椋の木あまた
囲九尺ばかりあまたあり此本ずつ打うちてあり志るしなき
女のうらみにやとおぼろし路の左手
十羅刹あり石像を作る左へ曲る路に標木あり
右上別所
左は鐵所と志るせり 右は下板橋の方左は上板橋の

方なり左の方へ曲くれの角に
子易大明神あり
上板橋の石橋を越へ右へ曲り坂を上りゆく
岐路多くしてまよひやすし 左の方に寺あり
松枝のたてる所あり 此辺をめあてに小路ゆけハ
神明宮あり 長命寺の持なり 松老枝をたれて
大きなる梅あり 鳥居のきはにおほひかぶさりて
景色の鳥居神さびたり 唯宮居のみ斯にとゞまる
ころのけしきハいかならんかし 神明の前を過ぎ練馬の

路に出庚申塚の脇に石有 此さきにて曲けは字村方い
たる百姓ありといへるものゝ門を過て村のうちに
出ずれは開かれたる畑に出るひとまなれは左右に
高き松山あり 左ハ城山 右ハ延命寺の松山なり
右の方にて曲けハ延命寺の松山のかたにいたり
曲径を上りて延命寺の門の左に出 大なる樸の
木あり 圍二丈四尺へ今すこしかゝる大きなる木をとらえ
年をへたるといひけんきよの二本あて 出る路の
路を写し

鐘銘 并序

延命寺祐海來諗曰我寺不知何代之草創村有古城遺跡亦不知何人住其跡存而其姓名亡聞爲人世之無常如是孰不慨難哉其傍有熊野社傳言當昉勸請之爲鎮護使家臣見次氏建我寺以供頻蘩至今爲近郷七箇村總鎮守也宝永四年住持源慧始酌宝仙之法流因爲中興矣老師瑩顯每嗟土人奔走利声而不悟無常之理乃亦鋳梵鐘令驚覺之里長大野氏聞之同心戮力勸誘近村有年于茲逆遶先師之志諌冶工鐘既成敢請之銘其敦請叵辞卒尓爲銘且詠夷曲二章以贈之銘曰

揵稚一撃　響徹三千
奈梨息虎　長夜驚眠
聲〻説法　刹〻締縁
功集賢衆　德感人天
攘災邀福　底事不圓

天明五乙巳春

明王山退休ㇾ士亡句五翁祐巖ㇾ敬誌

右鐘痛亡音依之
天明八戊申年春正月再鋳願主大野藤左衛
門親
江戸神田橋内御屋敷御祈祷

境内ニ
見次権現社
稲荷社 有
門を出て左の方にすゝみ地蔵堂あり延命寺中興

開山の墓あり
享保廿一戊辰正月六日春秋八十九
當寺中興開山法印源慧ㇳ志るせり
寛永九年十年の比の石塔多し門内に正保四年ときざめる
薬師佛あり又石多くありし断碑多し文字すりたるなど
それより庚申塚の前に出西の方に行けば石多く在あり
熊野三社の宮居あり大門の前き町余大き
なる松の園一丈四五尺ほどあるなど多し神明の宮
居まで凡一大木の中しおもえるし松柏の木など

目なれぬ大木多し　社のうしろに奥の院なと云る碑
あり奥の院といへる三字関其寧書の額石の多在る
かけるあり奥の院ハ石にて作れる小社也

熊野三社
大権現
奥の院

別当見次山松寿院延命寺十六世法印祐海代
武州豊島郡志村願主大野藤左衛門吉住トキサメリ

大野氏の紋なるへし

奥の院のうしろの山ハ古木松杉生ひしけりて見渡せ
田面の眺望かきりなし其中に分けて小高き所ありて松の
大きなるたてり下に狐の穴ありから堀の跡ある所に一
ところ古城跡と云る覚いえ古る城山ありて何人の
城にやありけん未詳

中臺村ハ城山の西にあり田間の道をつたひ中けを境
行り名をすりもりといふ　公儀が普請のうし　土人
かれり小流ありさゝき川といふ川をはりて左右に
はられ道のかたはらに小碑をたつ

奉石橋建立庚申待講中二世安樂処
明和七庚寅二月日
武州豊島郡東叡山領中臺村
願主向臺中

右ハたやそこう
左ハ羽りまち道

はしかかん形ある石橋かけし借君あつて土人かくれ

明和にかけし　石橋のくわしをかけくへるなり
そのかけしものハ市太郎といへる百姓にてその後の木れ
ありしなり道の辺のかたはより小高き所に上り門に
大きなる後の藤あり　屈曲して蟠龍のごとし
そのといへる木とうかみてきき三丈余に過ぐへし
仰ひてこれを後学とこゝろし　にあり　樹をつて追し
きるハ中かゝりてめづへき花としこゝハ只年々
老木のさあめづらしくなふのうるりこゝにこそされ
かくうるふかけりし来し道ならきそれへ下板橋にかゝり

農夫市右衛門家古藤圖

此の所より王子在手出稲荷の中ほどのうしろの山。くゞり飛鳥山のふもとをへてかへる。庚申塚のほとりへ出て日くれたり

石神井三宝寺遊記

大久保百人町の西木戸を出て右へ曲く本
牧町まて上落合橋をわたり西へ曲けれハ右に
浅間塚あり曲りして右に寺あり安保山
法界寺といふ日蓮宗にして馬場下妙泉寺の
末寺也此所ハ荼毘所といふ左の方へ二曲り
しき田場あり左にうちひらきたる田間を
曲り行ハ橋あり沼袋村にて左に庚申塚有
鷺宮村をへて左に八幡宮稲荷の社あり別当

坂福寺院ゟ少し岐路あり左へ曲りて石表あり
東高野道としるせり上鷺宮と書きて又岐路
あり右ハ小径なり左ハ井草村道なりこの道
をゆけハ石の地蔵たてり

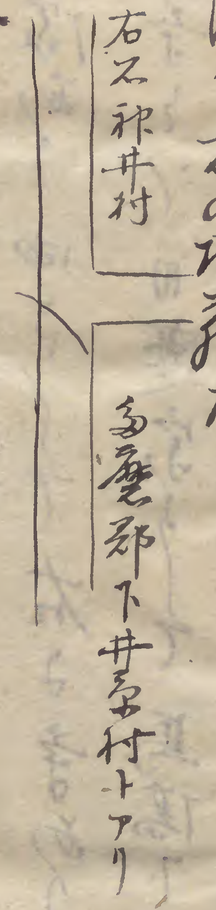

右のかたへゆきて又岐路あり

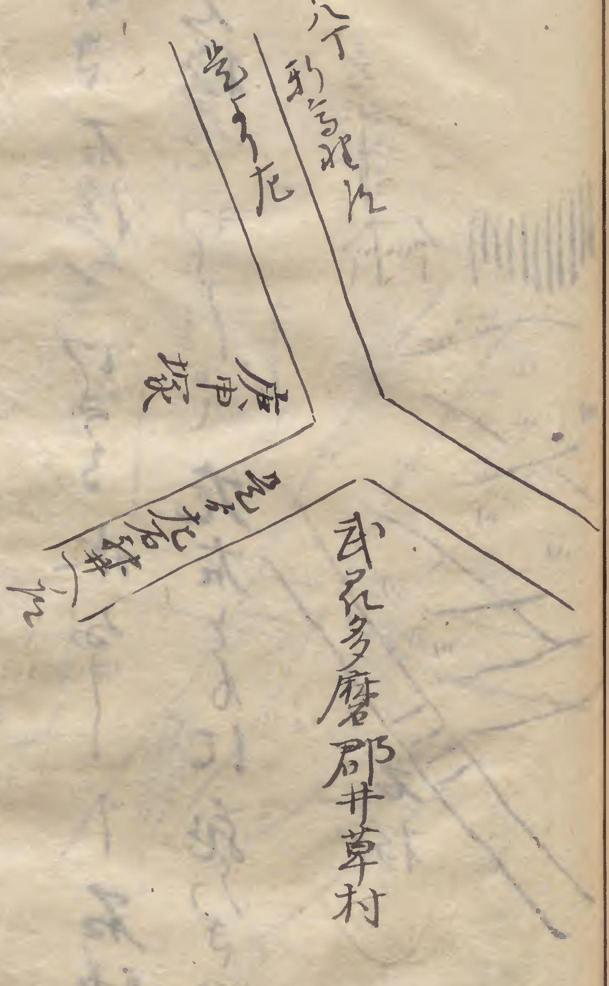

石神井道へ入て
小流あり石橋をわたりて石神井村なり又
岐路あり庚申塚あり

笹ゝる 石神井村なり

小き石橋をわたる水なかれ下石神井村をさりて

石橋をわたれは左右ともに乾つき田野し

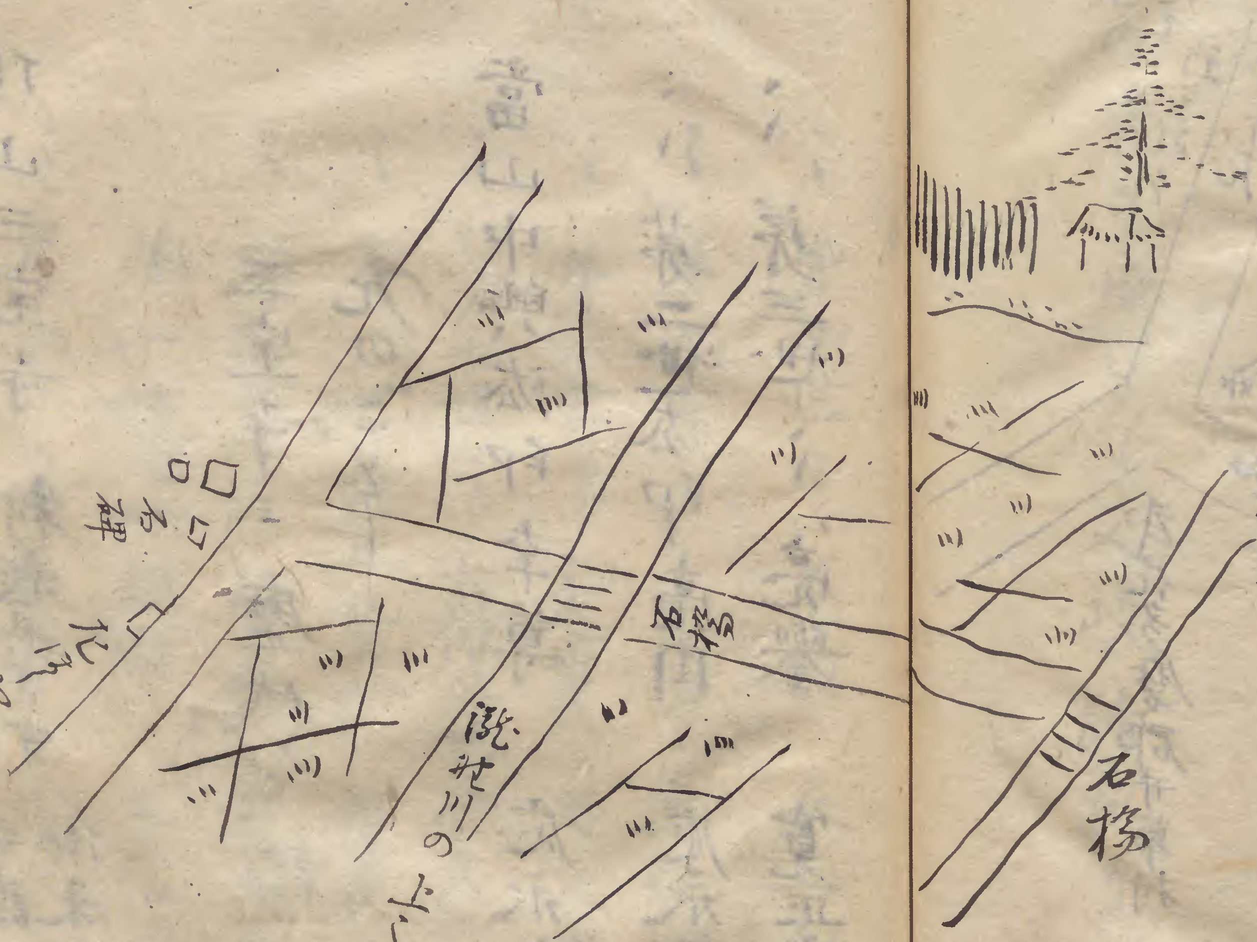

このたのつゝき照光山禅定院道場寺あり

上石神村

亀頂山三宝寺　新義真言宗　守護不入の札建　御朱印十石

三宝寺ニ歴代ヲ記セル碑あり

左のごとし

當山中興法印幸尊　応永五戊寅年三月九日

〃第二世法印亮円　応永三十四丁未年正月十三日

〃第三世〃亮譽　寛正六乙子年八月廿七日

〃第四世〃亮助　永正元甲子年十月廿五日

〃第五世〃亮清　享禄四辛卯年七月廿八日

〃第六世〃定宥　天文十八己酉年十二月十九日

〃第七世〃大僧正尊海　天正二甲戌年二月十日

〃第八世僧正賢珍　慶長四己亥年四月廿四日

〃第九世〃賢秀　慶長十二丁未年四月廿六日

〃第十世法印頼融　文和四戊午年四月四日

〃第十一〃俊誉　寛永六己巳年四月十七日

〃第十二〃快宥　寛永十一甲戌年四月十二日

十三世僧正俊賀 寛永十四丁丑年四月朔日

十八世法印長智 宝永二乙酉年十月六日

貞享元年甲子三月廿一日相丁弘法大師八百五十年忌歟営立之焉 龜頂山三宝寺法印長智

寺左の方後に池あり三宝寺池といへり 三宝寺の池とハあふれ地名也 弁天社 氷川明神の社有 別当を三宝院といふ 豊島左衛門某の古城跡あり大なる池ありて芦葦しげれり

四月十七日内擲尓士五非尾氏拄

武州國分寺碑記

高六尺五寸

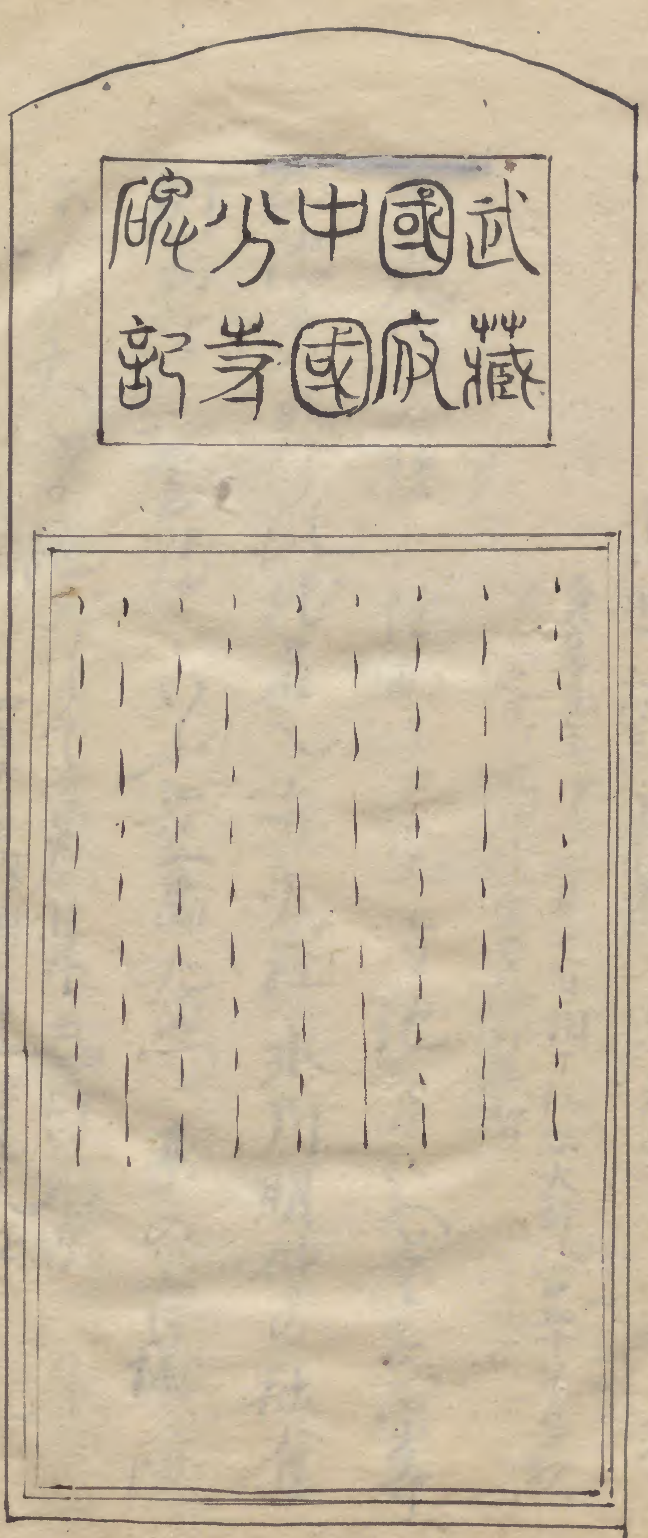

廣二尺一寸

武藏國府中國分寺碑記

在昔 聖武之朝崇信釋教下詔天下每國肇造僧尼二寺一曰金光明四天王護國之寺僧員二十人一曰法華滅罪之寺尼員十人總稱國分寺各有封田國司歳收其租資給養之僧尼之員有闕隨而補之凡國有水旱之變禱請救之朝夕掌香火之吏誦讀仁王最勝王等經弥烖兵遠皐疾祈国家福祥歴朝因承不改其制史籍有徵焉爾來千有

餘載陵谷變遷諸國存其跡者十無二三
先王郡縣之制毎有詔令大政官符下諸國
司國司承而宣布之國司所治古稱國府諸
國往往至今猶有稱府中者國分諸寺縣官
所置壹受國司節制故寺跡存于今者多在
其國府中之界云武藏國多麻郡府中國分
寺相傳護國之寺而滅罪之寺今既不識其
處府中東距江戸城八十餘里境壤所至蓋
歷世詞人所賞詠臙挙及野之地也丙子之

春余遊府中主僧盛公曰吾護國精舍當法
運之隆堂觀壯麗寔巍然一大刹也成壞有
時元弘之亂一旦焚蕩新田氏再造之功雖
成兵革之世終不復古尋復消沈荒涼四百
餘載於茲近募衆緣新營藥王閣安所傳瑞
像以表靈跡與復之任某不敢當抑夙志不
可以已也余歷訪舊址想見往昔壯麗遂陟
彼高岡觀望所謂武藏大野方八百餘里者
顧謂盛公曰上人勉之哉斯野之廣莫前世

奥羽之道所経草莽際天日月出入其間虎狼従後盗賊邀前行旅白日莫不警戒畏懼古今四海朝東鯨波不揚率土之内戸口殷實民力普存無地不墾無田不播自古草莽廣莫稱膴挙支野之地今盡為良田數十万頃東偏數十里大牙縁界半為文王之圃邑落相比雞狗之声聞于彼此大道如砥東通都城往来絡繹雖復先王盛世不踰今日至理國分精舎本為護国立之故当浤運興國運汚隆当此至理隆興之世復之往昔壯麗者不足為難上人勉之哉銘曰

帝捧恵日光被宇宙渙汙其命金玉其構浤皷四響並軌靈鷲百六有數劫火為寇咸力若㠯壊空不救千祀寥邈草木欝茂芃芃曠野豺狼夜吼狷狖淪没撫蘇回首至誠必應願言復舊於戯諸佛降我靈祐宝暦丙子春

三月摂津服雄撰東都河保壽書

浤印権大僧都賢盛立

明和己丑孟夏書

上野両大師宝物

一 両大師御縁起　九巻 納三箱
　絵　住吉具慶筆

一 慈恵大師 尊像
　持地阿雲筆

　慈恵之御筆
一 大般若経百廿四之巻
　大明院之御筆

一 普門品

一 口断 紺紙金泥心経 一巻

三日内真影
一 御裏移尊像

宗保院宝
一 紺紙金泥普門品

一 滅金舎利塔 大小舎利 出保安呈

中於姫
一 秋讃浄土経

一 慈恵大師七種之式 七巻

慈恵大師御筆
一 紺紙金泥法華五之巻

一 金太結杵

一 康慶作小刀 白鞘

一 幻長作小脇指 口

一 兼杖作 中脇指 口

一國次代小脇指　　同

一兼定作中脇指　　同

○牛込七軒寺町　宗参寺

碑面ニ

月海院殿瑚光浄珊居士

碑陰ニ

先考名高祐藤姓山鹿氏別號素行子

生元和壬戌載八月庚戌歿貞享乙丑歳九

月乙未　孤子高基暨　泣血稽顙立

是山鹿甚左ヱ門素行子之墓也

宗参寺ニ牛込忠左ヱ門之墓アリ

時樂院殿舊名原重天心大居士

貞享四丁卯年

十二月九日

山鹿修玄菴　貞少居士碑

先考有生天正乙酉九月庚申没寛文五乙巳年　孤子高興立

十二月廿二甲寅日　寛文六年ニ立ニ碑也

至徳院殿活水真竜居士墓

先考諱高基藤姓山鹿氏別號山井堂素行子之子以寛文

丙午年九月癸巳誕以文戊午歳三月辛未年

孝子山鹿高道　佐々木一陣　山鹿高品　泣血晳門立

○白山護念山心光寺　商山処士亀玉翁碑

亀玉碑

宝暦六年歳在丙子六月辛酉商山処士亀玉

子卒不娶無子其父周玉翁以告魏走位哭

且召藤益道田坂一道栢茂藤君及諸子會

哭其家面識咸来哭乎賻助以供葬事乃

相謀徵銘於余魏曰嗚呼吾尚忍銘吾友也

況余不閑文辞諸与佗謀焉周玉翁切求不

置終不得辞乃序而銘之君先出自源氏八

世祖彦十称小里氏為参之善德公之臣其孤

源八俊流落甲府居黒川村因改黒川氏其子

孫移事記落 至君大父 源右衛門去仕東都父
周國翁始居其高山云 君名安定字子保
龜玉其號也以號行世館名松蘿母稲垣氏以
享保壬子年冬十月廿日又八日生 商山荘郎翁茅二
子也幼異常児属有瑞祥後其誕日有異僧贈宝
玉一顆者其玉徑二寸色如藍光彩射人謂是亀
玉云翁喜而藏焉後以為旂九年過高山神祠
視為朝神射服膚図帰後記心畫之自是後遊
戯坐臥丹青是耽無佗翫 好六歳学艸書於狩

野休真十二歳斈画鷹於岡本善悦後盡舎一家
之法好傚革人之跡直師造化鳥獸艸木宛然逼
真○ 歎画道之廃衰有復古之志故能潜深湛
之思竟於独得之見精謹密慮衆莫能窺焉
當於吉祥寺之寮舎一日画千紙人以為神自
八九歳時名日起 王侯貴人逢迎如雲凡所謁見二
百餘侯時人淂一紙者相謂為珍其画東至蝦夷
西傳偶薩事同贖押書盖翁之家無餘業家
人十餘口供給晏安加不之其用者亀玉之力也

屢語魏曰閑居山林真学画法法固吾願矣然父
母俱存二妹在室未能厭人間猶及々於名利間
者也然其平居日不視金銭口不言財利書学
関子甫碁師安仙角其餘衆技雖有神識不求
甚解道遥適意盖謂文雅有隠趣者皆有助
画事是之所寓其意也而厭俗好雅之心其天性矣
比歳疾病口不言苦有病小差強忍応諸侯之
招在家亦不懈画事偶家人問疾起坐強食亦不
困惟恐使父母之憂故人以為不疾後及不起皆

知其（田）勉強畫乃終日写画暁膏月継晷已則
傍母床側與二妹談笑就寝猶児子之時丑有五
年一日也其孝養際如此其交世人也賢愚少長一
是皆以敬愛故每得一相見無不心酔
其為人者也然内實明而有識鑒幾皮裏陽
秋哉及其病劇請余於側曰頃與定之病非
常也意無起色然死生有命亾如功名無遂
微志中廃何已惟有父母二妹是定不憂死
之身而所以憂其後也然翁丈夫也莫能所

閑悟哉其惟母氏乎豫顧慮其慟絶之哀乃不
能安其死也言畢呑声再三魏不覺為之失
声又曰定之在人間雖天夭壽時名遇望恨未
見亦羽夫子定何因図不朽乎今所倚頼惟
在君耳魏庸人何以當之欲暫寛其憂慰
之曰凡天地間何物不滅卓然不朽者名乎而有
顔子夭有盗跖壽不然乃有老死溝壑填土
赤乾身名並滅者於其得失如何哉今子弱冠
而以妙画著称一時欲自朽可得耶家即有老少

焉亦有門生如田英一道等者是以記後事也
子勿為念矣且子之於亦羽雖見許謁子以卧
疾不果今哉然如其画有見取夫子〻已不比
常流屢称難得之才所謂未見而已知其心者
也夫凡事如此則足矣無為費慮或損病也
君聞之意少解沈唫而向東壁熟視李用雲
墨竹嘆曰噫加我数年以学画則亦如此君又
輾轉尽〻評壁上諸画曰羅續山水稍有佳趣
呂挺振孫千峯之花鳥尚存古風衡森南

蘋氏者独出先賢之法能以合真為一家也
然纎細過度賦彩鮮　足驚俗未足説
上乘矣凡雖諸名家各具一長短亦惟天実
生身不尽〻然鈎是吾師也靡〻談論無翼乎
生後三日而逝嗚呼命哉天已生亀玉之才亦
何奪其齢之速哉　近識京悼　遂士傷情
倶泣其遺愛同懐其餘風亀玉平生嘗称知
已者
朝則壷山尭侯吐山滕君栢茂滕　君野則益道
田英一道士杢　等共助周玉〻翁之志樹碑表墓
庶幾併才名傳于無窮独恨杢文辞固陋
不能尽〻其万一死生異〻略有恥于地下矣而
君與杢　愛過友于於乎冥契珍逝発言莫
賞敢叙迹其状欲以志不朽槐遂作銘曰
善價不岐亀玉安之千紙一婦丹青生知
秀而不實阜　亦成基于画　才百世可師
滕士槐撰
亀玉子ハ東都ニテ唐画ヲハジメテ画シ人ナリト云ソレヨリ　訣

葛監宋紫石ナト云唐画ヲコレリト云

四軒寺町南側霊験右ノ有寺し

○谷中専念寺ニ古き石塔あり

慶長十九夭六月十二日

南無阿弥陀佛　頓譽浄世

つ北京住あけきや兵衛

此寺ニ塵積ノ樓松本雁奴ノ墓アリ是ハ辻番請負ト云

コヲナシテ元飯田町中坂ニ住ス松本半左門ト云狂哥ヲ好ミ

テ大根ノ太木ふときト云ヘリ

世の中のちりしつもりて山となるそいでやはかなかりけりせん

と哥ときゝつけニ家たり東都まで狂哥とやしめて始こ
て安永年中四谷忍原横丁小小島源之助田安士唐衣橘洲
の家にて始て狂哥の會ありし時に出席せしとそのし

白巖先

稲垣茂左衛門名長章
字稱明号白巖墓
在小石川白山妙清
禅寺官田子亮作碑
銘并書
久長不見

神田當見辨誤拾遺云

武州四谷潮干観音之説

武州江戸四谷錦敬山海繁寺　真成院本尊観音也潮干の観音といふも通名の地とされけれと
いふ前潮干の観音といふ分明なれは古代より是の
ありより潮田ともいふ

按るに此外にも潮路の観音といふ越後村上氏代々の守佛也（村上義清の守本尊也）一尺斗の石のまゝ堅像の画観音なり此石潮のさし引に湿り乾く

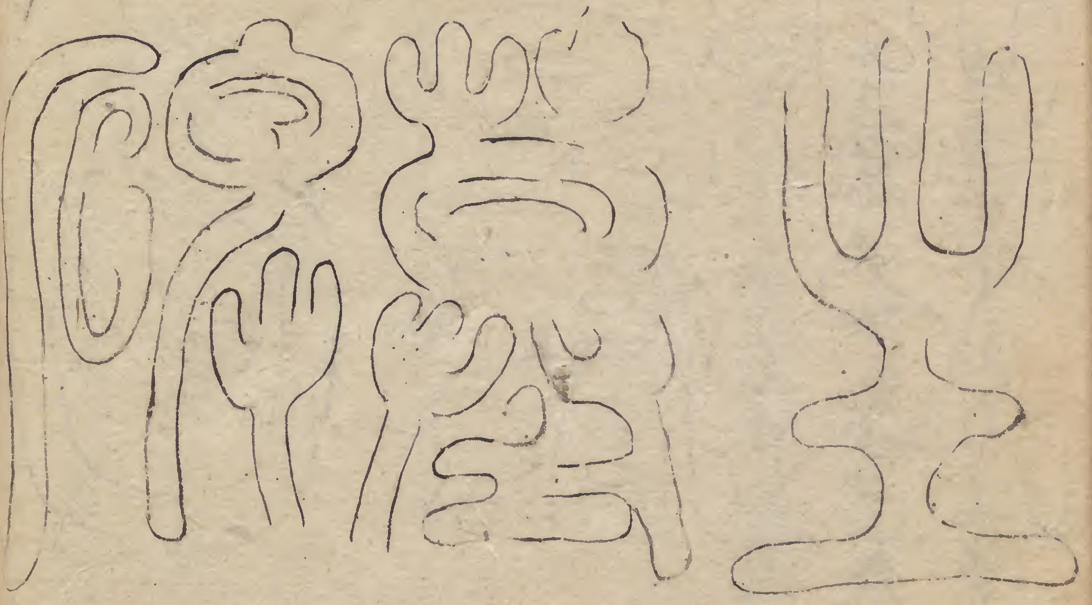

の雲尾村に伝湯城居上総守久富利此
城にあり出来氏家のなをとり城主の跡を
嗣の朝臣子二人あり兄を蔵人といひ男子をもて
も利数と名付城に住居するの後渡辺法
師来りて日本大将の家臣となり折しも二
子をともなひ城をすて常陸に首ありて任す
兄と村に居るつ住居をなしけり清長同じ
いふ世間にて里人弟は此の地に住居す老臣有る
兄の村に住居つゝ此後浪人となりて三代ほど定に

此後浪人となり出来し其後は兄村に
住居し清須の見物して竹の前を出て勤めて蔵
此は住居せし此村付は居住し其家臣と
城の跡にや其名残り田畑をもて所持のくまも
寺すむ
一住居村は家臣来居村に名残今道寺
小倉の間に居住し所の御居所御前に居住す
此の地に勤めて地付のものは居住の田を
観音の石屋源兵衛手とつり輕浪の家あり
同居其所より四ヶ谷の地に居住して
安置して此石を源附の居住しとして浪人者と

堂に祢して潮汐の観音と名く浦の満干の観
音といふは此寺の所祢也　古此辺の海を名付しと
云享保十四年己亥二月の火災にて本尊焼失し
たりといへり

此石庭の中にも携へ水は清長寿の院にて潮石と云有申
ことし水涌り潮の満干に応减出ると又土佐国足摺明神諸々
潮干と云又此石潮の満干にしたかひて出入すといへり又洞天
清録曰宋鎔帝紹興間無二寺大夫呂晋渭得石紀年々之
跡中有水応潮自生
以之供研滴云云　是も此の石にて作りし有石にて硯なりし

武州江府本理山自證寺鐘銘

陶鑄巧洪鐘成
響韵亮迷夢清
並膺録剗懸鏗
講天乘梨列鳴
法渇妙物感誠
節度備百煩並

寛永壬午歳八月朔

住持日煩　誌焉

自證院ハ俗ニ節木堂トテ門ヨリ本堂マテ檜ノ節アル木ニテ建シ堂ナリ

小川町井戸之記

慶安年中　御城外御曲輪辺ニ之辻之井戸有之
ニ御座候大路在之候へ松平伊豆守屋敷ニ付川一ツ橋外
小川町通り之上屋敷ニ御座候而百姓共出入不成下知仕候ニ付
松平伊豆守殿之辻之井戸御座候中ニ而右之井戸底ニ御座候ニ付
大番頭安藤伊勢守殿人足ニ而相掘候ニ付御井戸御座候
被仰付候大番頭安藤伊勢守殿ニ而右之儀
申付候仍如件御普請御座候ニ付右之通
右井戸之儀被仰付候ニ付右之通相済候

正保弐年十月廿日ニ松平隠岐守殿ニ而御
一戸田御殿ニ而御目見仕候ニ付而御肴被下候
其節御使番御目付衆ニ而出候而御座候 此外
其後戸田ニ而被仰付候而御目見仕御一所ニ罷出
罷出 夜中ニ御目見ニ而御座候而御家来衆御座候
靈巌寺ニ而御座候ニ付而初年ニ御用被仰付候
然ル上ハ大井戸上様ニ而御座候ニ付而御座候
右ニ方ニ而御座候と存御留守居ニ而家来共ニ申付候
此ニ而御座候御上ニ大井戸様被仰付候

御酒被下御入用ニ付而大井戸ニ蓋いたし江戸ニ而ニ
被仰付候ニ付而御座候ニ付而殊ニ松平殿ニ御座候ニ
御座候人ニ而御座候而御座候ニ付而殊ニ申候
候ニ付而委細大井戸ニ蓋いたし候ニ付而御座候
右之中ニ大井戸御座候ニ松平伊豆守殿ニ付
仕事ニ而御座候ニ付而御用ニ一ツ相済
御用ニ付而御座候ニ付而御座候ニ付而
大井戸ニ而被仰付候御還御後又ニ御座候ニ通
殿ニ而御座候ニ付而御座候ニ而御座候

安永八亥年九月

松屋町大納地
清兵衛店
萬年方

右萬年方之儀ハ松室門度毎同清右衛門京都
到江戸多分年中由緒書を以相願候別筆資
兼而元文五辰年より以後萬年方役御免ニ而相勤
水呑水ニ出申山出之し

小石門京山御殿江御持宮様ゟ度々萬年中
和田倉御用屋敷ニ住居之通萬年方相勤吉田家ニ
新堂守御座候処紙摂津国茶川庭守様御
御座候ニ付ハ錦縁御座候而使年中右ニ御用
申上候一流引拂向山御殿江右萬年役御座候ニ
子ハ右御座候而萬年方相勤候
御座候ニ而も有之此段申上候

大草氏御奉

千保三寅の出形相付拝候し

日本政府圖書
圖書局文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan